資料　発達障害の定義について

群馬医療福祉大学 久田信行

発達障害者支援法

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

政令第百五十号　発達障害者支援法施行令

（発達障害の定義）第一条発達障害者支援法(以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

同施行規則（厚生労働省令第八十一号 ）

発達障害者支援法施行令第一条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

発達障害者支援法が発効する日に文部科学省と厚生労働省の次官の連名で出された通知

１７文科初第１６号 ／厚生労働省発障第0401008号　　平成１７年４月１日

これらの規定により想定される、法の対象となる障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）における「心理的発達の障害(F80－F89)」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害(F90-F98)」に含まれる障害であること。

なお、てんかんなどの中枢神経系の疾患、脳外傷や脳血管障害の後遺症が、上記の障害を伴うものである場合においても、法の対象とするものである。（法第２条関係）

○WHOの国際疾病分類ICD-10（F8,F9の分類の全て）

上記の通知で示している障害は以下のようになります。 なお、この分類ICDではX8, X9がその他を意味しますので、例えば80から84の次に88, 89のコード番号が付くことになります。

F8　DISORDERS OF PSYCHOLOGICAL DEVELOPMENT　心理的発達の障害

F80 会話および言語の特異的発達障害

筆者注）昔、発達性失語などと言われた特殊な言語障害

F80.0 特異的会話構音障害

F80.1 表出性言語障害

F80.2 受容性言語障害

F80.3 てんかんにともなう獲得性[後天性]失語[症]（ランドウ-クレフナー症候群）

F80.8 他の会話および言語の発達障害

F80.9 会話および言語の発達障害，特定不能のもの

F81 学力[学習能力]の特異的発達障害

筆者注）学習障害（LD）にほぼ対応

F81.0 特異的読字障害

F81.1 特異的綴字[書字]障害

F81.2 特異的算数能力障害[算数能力の特異的障害]

F81.3 学力[学習能力]の混合性障害

F81.8 他の学力[学習能力]の発達障害

F81.9 学力[学習能力]の発達障害，特定不能のもの

F82 運動機能の特異的発達障害（筆者注：極端な不器用、コメントを見よ）

F83 混合性特異的発達障害

F84 広汎性発達障害

F84.0 小児自閉症[自閉症]

F84.1 非定型自閉症

F84.2 レット症候群

F84.3 他の小児期崩壊性障害

F84.4 精神遅滞および常同運動に関連した過動性障害

F84.5 アスペルガー症候群

F84.8 他の広汎性発達障害

F84.9 広汎性発達障害，特定不能のもの

F88 他の心理的発達の障害

F89 特定不能の心理的発達の障害

Ｆ９ BEHAVIOURAL AND EMOTIONAL DISORDERS WITH ONSET USUALLY OCCURRING IN CHILDHOOD AND ADOLESCENCE

小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害

F90 多動性障害

筆者注）注意欠如多動性障害（ADHD）にほぼ対応する分類

F90.0 活動性および注意の障害

F90.1 多動性行為障害

F90.8 他の多動性障害

F90.9 多動性障害，特定不能のもの

F91 行為障害

F91.0 家庭内に限られる[家庭限局性]行為障害

F91.1 非社会性[非社会型][グループ化されない]行為障害

F91.2 社会性[社会型][グループ化された]行為障害

F91.3 反抗挑戦性障害

F91.8 他の行為障害

F91.9 行為障害，特定不能のもの

F92 行為及び情緒の混合性障害

F92.0 抑うつ性行為障害

F92.8 他の行為および情緒の混合性障害

F92.9 行為および情緒の混合性障害，特定不能のもの

F93 小児期に特異的に発症する情緒障害

F93.0 小児期の分離不安障害

F93.1 小児期の恐怖症性不安障害

F93.2 小児期の社会性[社交]不安障害

F93.3 同胞葛藤性[抗争]障害

F93.8 他の小児期の情緒障害

F93.9 小児期の情緒障害，特定不能のもの

F94 小児期および青年期に特異的に発症する社会的機能の障害

F94.0 選択性緘黙

筆者注）アメリカ精神医学会の分類DSM-Ⅳから原語は「場面緘黙」という名称に改正されたが、日本訳は選択性緘黙のままになっている。選択性緘黙だと本人が選んで喋らないでいると誤解されることから、場面緘黙の名称の方が良いと考えられている。

F94.1 小児期の反応性愛着障害

筆者注）被虐待児症候群の一部

F94.2 小児期の脱抑制性愛着障害

F94.8 他の小児期の社会的機能の障害

F94.9 小児期の社会的機能の障害，特定不能のもの

F95 チック障害

F95.0 一過性チック障害

F95.1 慢性運動性あるいは音声チック障害

F95.2 音声性および多発運動性の合併したチック障害(ド・ラ・トゥーレット症候群)

F95.8 他のチック障害

F95.9 チック障害，特定不能のもの

F98 通常小児期および青年期に発症する他の行動および情緒の障害

F98.0 非器質性遺尿症

F98.1 非器質性遺糞症

F98.2 乳幼児期及び小児期の哺育障害

F98.3 乳幼児期及び小児期の異食症

F98.4 常同性運動障害

F98.5 吃音[症]

F98.6 早口[乱雑]言語症

F98.8 他の小児期および青年期に通常発症する特異的な行動と情緒の障害

F98.9 小児期および青年期に通常発症する特定不能の行動と情緒の障害

以上、F98までを発達障害とする。

筆者注)F99特定不能の精神障害はF（精神障害）全体の「その他」であり、F8,F9の分類には含

まれないため範囲外となっています。

＜コメント＞

① 学習障害と自閉症がF7に入り、ADHDがF8に分類されていることは注目されます。

② アメリカのDSM-5(2013)では、ADHDやLDは自閉症スペクトラム障害と同じ大分類(神経発達障害)に移動しました。なお、ICD-11への改訂作業でも、同様の方向とのことです。

③ 「協調運動の障害」(上記の分類ではF82 運動機能の特異的発達障害）が加えられたことは、非常に大きな影響があると思います。「小学校・中学校におけるLD（学習障害)，ADHD（注意欠陥/多動性障害)，高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案)」にあげてある、専門家チームの所見例で「協調運動の障害」とほぼ同じ意味の「発達性協調運動障害DCD」(DSM-Ⅳでの名前）の事例が「学習障害」として書かれていますが、その位置づけ等、前より整理されると思われます。しかし、「協調運動の障害」も多数の子どもが含まれますので、範囲が広くなったことは混乱も生じると思われます。

④ 「言語の障害」(上記の分類ではF80 会話および言語の特異的発達障害）は、失語症のように言語が特異的に障害されている状態で、非常に稀な症例です。

⑤ 省令で定められた範囲は、非常に広く、代表的なものだけでも、「行為障害」：反社会的および非社会的行動をある程度の期間続けている、すなわち触法少年のほとんどが該当する状態、「吃音」、「選択性緘黙」：例えば家庭では良く喋るのに学校では喋らないという状態などが加えられています。これらの状態は基本的に脳障害ではないと考えられますが、法律で含まれている以上、定義上「発達障害」に入ります。特別支援教育の対象には、多様な子どもたちが加わっているわけです。

⑥ 「特別な支援が必要な子ども」は、これらの広範囲の「障害」以外にも多人数います。軽度の知的障害～ボーダーライン水準の知能の子ども、不登校の子ども、経済的困窮・崩壊家庭等の「要支援児」など、障害ではない子どもも含めて、ニーズのある子どもたちは多数います。これらの子どもたちをどう考えていくか、特別支援教育とは何かという問題も含めて考えていく必要があります。

⑦ この主題について、リンクをチェックしながら調べられるサイトを用意しました。

http://mon.psychoreha.org/DEV/devdis.html

初　版　平成19年11月（web公開）

改定版　平成27年10月